

海外経済要録

米州諸国

△米国連邦準備制度理事会、支払準備率の適用区分を一部変更

米国連邦準備制度理事会は12月18日、レギュレーションDを一部改訂して決済勘定(transaction accounts)に対する支払準備率の適用区分を次のとおり変更し、12月31日に始まる週から適用(実際に積立てるのは1月14日に始まる週から)することを発表した。

決済勘定残高	支払準備率
26百万ドル(従来25百万ドル)まで	3%

26百万ドル超(従来25百万ドル超)の部分	12%
-----------------------	-----

なお本措置は、1980年金融制度改革法に基づき今後毎年定期的に行われる変更措置の第一回目に当るものである。同法によれば、連邦準備制度理事会は、決済勘定のうち3%の支払準備率が適用される部分の上限残高を、全預金取扱い金融機関の決済勘定総残高の増減に応じて、毎年変更しなければならないとされている。具体的には、現行上限残高に前年6月末から当該年6月末までの決済勘定総残高の増減率の8割を乗じた金額を翌年分の上限残高とすることになっている(注)。

(注) 今回の場合については次のとおり。

80年6月末から81年6月末までの決済勘定総残高の伸び率5.25%
82年の上限残高.....25百万ドル×(1+0.0525×0.8)=26百万ドル	

△米国銀行監督機関、銀行の資本充実度に関するガイドラインを公表

通貨監督官(Comptroller of the Currency)と連邦準備制度理事会は12月17日、国法銀行、連邦準備制度加盟州法銀行および銀行持株会社に対する検査・監督に際し適用する資本充実度に関するガイドライン(capital adequacy guidelines)を公表した(注1)。上記2機関と連邦預金保険公社(FDIC)の3連邦銀行監督機関では、資本充実度に関する統一ガイドラインを設定するためかねてから協議を重ねてきたが、結局折合いがつかず、今回通貨監督官、連邦準備制度理事会の2機関のみで統一のガイドラインを公表することになったものである(注2)。

(注1) 米国の商業銀行に対する連邦監督機関の検査は、国法銀行に対しては通貨監督官が、連邦準備制度加盟州法銀行に対しては連邦準備制度が、連邦準備制度非加盟・連邦預金保険公社加入州法銀行に対しては連邦預金保険公社がそれ各自の責任を負

っている。なお、これら監督当局は銀行検査に際しては、資本充実度のほか資産内容(asset quality)、経営・管理能力(Management/Administration)、収益状況(Earnings)、流動性(Liquidity)につき評価を行っている。

(注2) 連邦預金保険公社では同じく12月17日に本件に関する声明を発表したが、それによれば同公社としては、①資本充実度判定の際重視すべき「資本」概念は、有期限の調達資本を除いた自己資本(equity capital)である、②銀行の規模にかかわらず同一の判定基準を適用すべきである、との立場から、本ガイドラインの採用に加わらなかった模様(12/18付アメリカン・バンカーニ紙)。從って連邦準備制度非加盟・連邦預金保険公社加入州法銀行については本ガイドラインは適用されない。

公表されたガイドラインの内容は概略次のとおり。

1. 資本比率

資本充実度判定に当っては次の2つの資本比率を指標として用いる(原則として連結ベースで算定)。

(1) 一次資本/総資産比率(primary capital to total assets)

「一次資本(primary capital)」には、普通株(common stock)、非償還優先株(perpetual preferred stock)、資本剰余金(capital surplus)、未処分利益金(undivided profits)、資本準備金(capital reserves)、転換権付証券(mandatory convertible instruments)および貸倒引当金(allowance for possible loan losses)が含まれる。

(2) 総資本/総資産比率(total capital to total assets)

「総資本(total capital)」には、一次資本のほか、償還優先株(limited life preferred stock)および特定の劣後債および無担保債(qualifying subordinated notes and debentures)が含まれる。

2. 多国籍銀行(mulational organizations)に対する資本充実度の判定

「多国籍銀行」(資産150億ドル超、監督機関が指定、現在17行)については、永年にわたる継続的な資本比率の低下が目立つ一方でリスクが増大している。監督機関としては、こうした資本比率の低下に歯止めをかけ資本ポジション(capital position)の改善を図るために適切な措置が講じられるよう監督・指導を行うが、それに当っては個別のケース毎に各行の事情を勘案しながら臨む考え方である。

3. 地方銀行(regional organizations)および地域銀行(community organizations)に対する資本充実度の判定

(1) 一次資本/総資産比率

本比率の最低維持すべきレベルを「地方銀行」(資産10億ドル超、「多国籍銀行」を除く)については5%、「地域銀行」(資産10億ドル未満)については6%とする(注)。

(注) 大半の「地方銀行」、「地域銀行」は、すでに当該最低比率を

満たしているとみられている。

(2) 総資本/総資産比率

イ. 本比率のレベルにより「地方銀行」「地域銀行」をそれぞれ次のとおり3グループに分類する。

	「地方銀行」	「地域銀行」
ゾーン1	6.5%超	7.0%超
ゾーン2	5.5~6.5%	6.0~7.0%
ゾーン3	5.5%未満	6.0%未満

ロ. 監督に際しては次のとおりゾーンにより異なった扱いとする。

[ゾーン1]

① 本ゾーンの銀行は、一次資本/総資産比率が最低レベルを超える監督機関が容認できる水準であれば、適正資本と判定。

② ただし、資本比率が正当な事由なく低下している場合は、検査・指導を強化。

[ゾーン2]

① 本ゾーンの銀行は、一次資本/総資産比率が最低レベル或いはその近傍にあり、かつ総資本/総資産比率も本ゾーンの下限或いはその近傍にある場合には過小資本と判定。

② 経営陣と広範な接触・討議を行い、当局として容認可能な包括的資本計画(capital plan)の提出を要求。

③ 長期にわたる資本ポジション動向を詳細に検査。

[ゾーン3]

① 本ゾーンの銀行は過小資本と断定。

② 経営陣と頻繁に接触し、当局として容認可能な資本増強計画(capital augmentation program)を含む包括的資本計画の提出を要求。

③ 検査・監督を継続。

4. 本ガイドラインは経済情勢、金融市場および銀行業務の変化に応じて再検討する。また、本ガイドラインの適用に当っては、各銀行特有の事情を考慮しケース・バイ・ケースで柔軟に対応する考えである。

◇米国、IBFsの預金保険料支払い免除を決定

米国議会は12月16日、IBFs(International Banking Facilities)の預金を連邦預金保険公社(FDIC)の預金保険対象預金から除外し、預金保険料の支払いを免除する法案を承認した(12月26日大統領署名、82年1月1日発効)。

本措置は、すでにとられている制度的特典(IBFs預金を支払準備率規制、預本金利規制の適用対象から除

外)と同様、IBFsをユーロ市場に対抗し得る市場に育成することをねらい、採られたものである。

◇カナダ、中期財政計画を発表

カナダ政府は11月12日、81~85年度(会計年度は4月1日から翌年3月31日まで)を対象とする中期財政計画を発表した。今次計画では財政支出の抑制、不公正の是正、経済の再活性化をスローガンとしており、具体的には、①カナダ銀行のマネーサプライ・コントロールによるインフレ抑制策を財政支出の抑制によって支援する、②公平の原則に基づき所得税制の見直し(税額控除等の優遇税制の修正、所得税率の引下げなど)を行う、③高金利によって最も打撃を受けている住宅ローン利用者、中小企業経営者、農業従事者に対しローン返済の繰り延べ、低利融資等の救済策を講じる、④経済を再活性化するための80年代の戦略として産業開発、資源開発、輸送設備拡充、輸出促進、人的資源開発に重点を置き、81~85年度間に600億カナダ・ドルを投入する、等の諸施策を掲げている。なお、マッケンゼン財相は財政計画と同時に発表した経済見通しにおいて、「82年中の実質GDP成長率は+2.2%、消費者物価上昇率は+11.2%となる」と述べている。

今次計画の概要は以下のとおり。

1. 81年度予算案実績見込みおよび82年度予算

81年度については、歳出が高金利による公債費の増大から当初計画を上回ったものの、歳入も景況が81年央まで予想外の好調を続けたことを主因に増加、このため財政赤字幅は△133.4億カナダ・ドルと当初計画(△137.1億カナダ・ドル)並みにとどまる見通し(80年度<赤字△126.7億カナダ・ドル>対比では若干赤字幅拡大)。82年度については、歳入が石油・天然ガス価格引上げ等による税収増(56年10月号「要録」参照)や法人企業に対する増税措置などから81年度実績見込み比+19.6%と81年度(+19.6%)並みの伸びが見込まれ一方、歳出は公債費、国防費、対外援助費を除く支出項目がGDPの名目成長率(+14.4%)以下の伸びに抑制されたため同+11.5%と81年度(+16.6%)をかなり下回る伸びとなる見通し。この結果、財政赤字幅は△104.9億カナダ・ドルと81年度実績見込み比大幅に縮小し、対名目GDP比率も、82年度には81年度の4.0%から2.8%へ低下する見込み(ピークは78年の5.3%、なおカナダ政府は同比率を85年度には1.9%まで引下げる計画)。

2. 中期財政計画に盛られた主な措置

(1) 所得税制の改正

イ. 個人所得税

カナダ政府の予算案

(単位・億カナダ・ドル、カッコ内前年度比増加率、%)

	1980年度 実績	1981年度 実績見込み	当初予算	1982年度 見込み	1983年度 見込み	1984年度 見込み	1985年度 見込み
歳 入	454.0 (16.6)	543.1 (19.6)	529.4 (16.6)	649.6 (19.6)	745.3 (14.7)	826.6 (10.9)	917.5 (11.0)
歳 出	580.7 (15.2)	676.5 (16.5)	666.4 (14.8)	754.5 (11.5)	840.8 (11.4)	926.4 (10.2)	1,019.5 (10.1)
収 支 尻	△ 126.7	△ 133.4	△ 137.1	△ 104.9	△ 95.5	△ 99.8	△ 102.1

(1) 限界税率の引下げ

所得税率を中高所得層を中心¹に82年(個人に対する課税年度は歴年)以降0.5%~20.9%引下げる(注)(この結果最高税率は43→34%へ引下げる)。

(注) 税率表の課税所得階層は74年以降消費者物価上昇率に応じて引上げられており、82年は12.2%の引上げが行われている。82年の場合、最低税率(6%、従来通り)が適用されるのは課税所得1,112カナダ・ドル未満、最高税率(34%)の適用は同53,376カナダ・ドル以上。

なおカナダにおいては、課税所得控除および一部の税額控除についても物価調整が行われている。

(2) 受取配当金の税額控除率引下げ

受取配当金の税額控除率を37.5%から34%に引下げる(82年以降に受取られた配当金に適用)。

(3) 特別税額控除の一本化

500カナダ・ドルを限度として税額の9%あるいは200カナダ・ドルのいずれか大きい方を税額控除する現行制度を改め、82年度以降一律200カナダ・ドルの税額控除を行う(ただし配偶者のいる場合の控除額は400カナダ・ドル)。

四、法人税

(1) 資本原価控除(capital cost allowance)措置の改正

81年11月13日以降取得された事業用資産の減価償却は、その初年度の償却率を現在資産種類別に定められている率の半分とする(2年目以降は従来通り)。

(2) 付加税の実施期間延長

5%の付加税(surtax)の実施期間(当初81年終了)を83年まで延長する。ただし、83年については税率を2.5%に引下げる。

ハ、中小企業関連課税措置の改正

(1) 特別優遇税制の改正

年間累計所得が75万カナダ・ドル未満の中小企業に対し、課税所得のうち15万カナダ・ドルまでについて優遇税率を適用する現行制度を改正し、82年以降優遇税率の対象となる中小企業は累計所得100万カナダ・ドル未満まで、また優遇税率が適用される課税所得を20万カナダ・ドルまでとする。

(2) 支払配当金に対する新課税措置

優遇税率の対象となる中小企業の支払配当金に対して税率12.5%で課税することとし、81年11月13日以降の支払配当金に適用する。

(3) 中小企業に対する付加税の廃止

優遇税率の対象となる中小企業に対しては82年以降付加税を廃止する。

(2) 高金利による影響の軽減措置

イ、中小企業債制度(Small Business Bond Program)
の拡充

中小企業が一般より低い金利で資金調達できる中小企業債制度(融資額の範囲は1万~50万カナダ・ドル。同制度に基づく融資に際する支払金利は貸出先の課税所得の控除対象となる)の実施期限を当初予定の81年末から82年末に延長するとともにその対象先として、農業・漁業従事者を含めることとする。

ロ、農業信用公社(Farm Credit Corporation)による低利融資

現在の高金利では資金を調達することのできない農業従事者に対し農業信用公社が低利の融資を行う(1人当たり20万カナダ・ドルが限度。実施期間は81年11月12日から82年3月31日まで)。

ハ、住宅ローンの返済繰延べ措置

適当な純資産を保有する住宅ローン返済者は金利上昇による利子返済額の増加分についてその返済を繰り延べることができることとする。債務返済額(元本、利子、税金を含む)が総所得の30%を超える場合、3,000カナダ・ドルを限度として政府が当該繰り延べ債務の返済を保証する。また、充分な純資産を持たない住宅ローン返済者に関しては、その返済能力に応じて政府が当該繰り延べ債務の一部あるいは全部を支払う(81年9月1日から82年11月12日までに更新される住宅ローン契約に適用)。

ニ、複合住宅建設促進措置

高金利による賃貸住宅の不足をなくすため、賃貸

租税措置に伴う歳入効果

(単位・百万カナダ・ドル、△は歳入減)

項目	会計年度	1981	1982	1983	1984	1985
個人所得税		△ 40	△ 323	850	612	509
うち限界税率引下げ		△ 180	△ 1,120	△ 1,295	△ 1,470	△ 1,660
受取り配当金の税額控除率引下げ		0	15	140	155	175
特別税額控除の一本化		135	655	35	405	420
法人所得税等		180	1,720	1,245	605	625
うち資本原価控除措置の改正		110	1,100	840	435	435
付加税の延期		15	465	255	0	0
中小企業特別優遇税制の改正		0	△ 50	△ 55	△ 60	△ 65
中小企業の支払配当金に対する新課税措置		45	90	110	125	140
計		140	1,397	2,097	1,217	1,134

住宅の建設を促進することとし、15,000戸の複合住宅建設に対し1戸当たり7,500カナダ・ドルを政府が無利息で融資する。

目標値(「要録」別項参照)と平仄を合わせるかたちで、82年上半期中の直接貸出規制(encadrement du crédit)(注)の適用方針を公表した。概要は以下のとおり。

(注) 貸出準備率制度の一環をなす規制で、あらかじめ定められていて基準貸出枠を超える貸出が行われた場合、超過の程度に応じて対象貸出残高全体に罰則的な「追加準備率」が課されるもの(追加準備率の算出方式については、50年1月号「要録」参照)。なお、「通常準備率」は、その対象とする貸出残高に対し一律(現行0.1%)に課される。

(1) 基準貸出枠

各月末の基準貸出枠は以下のとおり(81年末基準貸出枠=100)(注)。

	[一般枠]*	[特別枠]**	
	一般 金融機関 (Aカテ) (ゴリ一)	割賦信用 専門機関 (Bカテ) (ゴリ一)	全対象 金融機関 (A・B共通)
82/1月末	99.5	100.5	102.0
2ヶ月	100.0	101.0	103.0
3ヶ月	100.5	101.5	104.0
4ヶ月	101.0	102.0	105.0
5ヶ月	101.0	102.5	106.0
6ヶ月	101.5	103.5	107.0

* 81年6月末の当該貸出残高が2億フラン以下の金融機関については、各月末の基準枠に2ポイントが上乗せされる。

** 特別住宅貸付(prêts conventionnés)については、別途、以下の特別枠を設定。

82/6月末……一般枠(Aカテゴリー-101.5、Bカテゴリー-103.5
<ただし、81年末の特別住宅貸付残高=100>)

+80年上半期もしくは81年上半期増加分の80%

(注) 基準貸出枠と貸出準備率の関係は以下のとおり。

	対象貸出	通常準備率	追加準備率
イ. 一般枠	口. ハの対象貸出を除く全貸出	適用	適用
ロ. 特別枠	輸出・エネルギー節約・設備投資・住宅**関係貸出	適用なし	適用
ハ. 枠なし	経済社会開発基金からの借入を原資となす貸出等	適用なし	適用なし

◇フランス、82年のマネーサプライ増加目標値を発表

フランス経済財政省は12月17日、82年のマネーサプライ増加目標値(M₂、12月末前年比)を81年目標値(+10.0%)比かなり高めの+12.5~13.5%に設定する旨発表した。前年を上回る目標値の設定、ならびにレインジ方式の採用は、ともに目標値の公表開始(77年)以降初めてのことである(注)。

(注) マネーサプライ増加目標値と実績の推移(%)

	目標値	実績
77年	+12.5	+13.9
78年	+12.0	+12.2
79年	+11.0	+14.4
80年	+11.0	+9.7
81年	+10.0	+13.0~13.5<政府見通し>
82年	+12.5~13.5	

本目標値は、政府の経済拡大路線を金融面からも支援する観点から、81年実績見込み(政府見通し+13.0~13.5%)並みの伸びに設定したものとみられている。また、目標値をレインジ方式で設定した点につき、経済財政省では、「前提となる82年のGDP成長率見通しも実質ベースで+2.5~4.0%と幅があるなど、不確定要因が多いためである」と説明している。

◇フランス銀行、82年上半期の直接貸出規制適用方針を公表

1. フランス銀行は12月22日、82年マネーサプライ増加

なお、基準貸出枠の未使用分は、一般枠(特別枠特別住宅貸付を除く)とも、翌月以降6か月間に限り、任意の月の基準枠に上乗せすることができる(ただし、特別枠の未使用分を一般枠に上乗せすることは不可)。また、特別枠の超過分は、当該月の一般枠の未使用分に繰り入れることができる(従って、この場合、追加準備率の対象とならず<ただし、一般枠の超過分を特別枠の未使用分に繰り入れることは不可>)。

(2) 今次規制の特徴点

イ. 82年の成長率、物価情勢等に不確定要因が多いいため、弾力的運用の余地を残せるよう、当面、基準貸出枠の設定を上半期のみとしたこと(81年は通年ベースで設定)。

ロ. 従来の貸出規制が大銀行に対して相対的にきつ目となっていた事情を考慮し、一般金融機関の規模別分類を廃止したこと(従来は、大銀行、中小銀行・各種金融機関、の2カテゴリーに分類)。

ハ. 通常準備率の適用対象外貸出をほぼ全面的に追加準備率の適用対象としたこと(注)。

(注) 従来は、今回通常準備率の適用対象外とされている貸出のうち、短期輸出信用のみが特別枠の設定により追加準備率の適用対象となり、その他については、一部貸出を除き、部分的な増加額規制(基準時以降の増加額の一定割合<81年については40%>を一般枠の対象貸出残高に繰り入れ)のかたちをとっていた。

2. 今回公表された基準貸出枠は、82年のマネーサプライ增加目標値引上げを映じて幾分拡大をみているが(一般金融機関の82年6月末一般枠は、81年末枠比+1.5%<同81年6月末、大銀行の場合80年末枠比マイナス1.5%、中小銀行等の場合同+1.0%>)、フランス銀行では、「マネーサプライ增加目標値の達成に過不足ないかたちで基準貸出枠を手直ししたものであり、これにより大幅な緩和感が生ずることは考えられない」と述べております、一般にも、「引締め的ではないにせよ、緩和的ともいえない」と受けとめられている。

◇フランス、82年第1回目の長期国債発行を発表

1. フランス経済財政省は12月23日、82年第1回目の長期国債発行を以下の要領で実施する旨発表した(発行予定日1月13日)。

	今回 (81年9月)	前回 (81年1月)	前々回
発行金額 (億フラン)	100	150	100
金利 (表面・% パー発行)	16.20	16.75	13.80
償還期間	8年	6年	8年

償還方法	8年後 一括償還	6年後 一括償還	4年、8年後 各50%償還
------	-------------	-------------	------------------

2. 今次長期国債発行については、当初、12月実施を見込む向きが多かったが、年末にかけて公共・民間企業の債券発行が集中したため、市場の引受け能力等を勘案して更年後に実施が持ち越されたものである。

なお、金利については、前回発行時(81年9月、56年9月号「要録」参照)以降の市場金利の低下を勘案し、16.20%(前回16.75%)と低目に設定されているものの、市場実勢(長期国債の流通利回りは12月23日で15.9~16.0%)に比べなお高利回りとなっており、一般に、「確実な消化をねらったもの」と受け止められている。

◇イタリア議会、所得税減税法案を可決

1. イタリア議会は11月11日、主に低・中所得者層を対象とする所得税減税法案を可決した。

その主要点は以下のとおり。

(1) 30百万リラまでの所得に対する限界所得税率を、一律に現行税率比3%引下げる(注)(30百万リラ超の所得層については据置)。

(2) 各種控除(税額控除分)を引上げる。引上げ後の控除額を主なものについてみると、配偶者控除180千リラ、給与所得控除228千リラ、扶養子女控除12千リラ(1人当たり、第1~4子の場合)等。

2. 今回の減税措置につき議会筋では、「所得税率が75年以降据置かれていることから低・中所得層の課税負担が近年過大になっているため、これを是正すること目的としたもの」と述べている。

なお、今次措置により約2兆リラの税収減(82年度)が見込まれている。

(注) イタリアの現行所得税法では、3百万リラ以下の10%(今次改正により9.7%)から550百万リラ超の72%まで、総合純所得を40ランクに分けランク毎に限界税率が定められている。

◇イタリア政府、電力料金の値上げを認可

イタリア政府は12月23日、電気料金を82年1月1日から2%引上げるとともに、今後隔月毎に2%ずつ引上げることを認可した(この結果、82年中の電力料金上昇率は12.62%となる見込み)。

今回の措置につき政府は、「値上げ率は政府の物価抑制目標である16%を下回るものであり、今後、当該目標値を上限として再値上げを認可する可能性は残されている。なお、今次値上げにより電力公社(ENEL)の収入は7.2%増加するものと予想される」旨コメントしている。

◇イタリア銀行、市中金融機関に対する貸出規制を延長

1. イタリア銀行は12月28日、81年末で期限切れとなる市中金融機関に対する現行貸出規制(56年3月号「要録」参照)を82年末まで延長する旨発表した。なお、今回から罰則措置の一部が変更されている。

82年中の貸出規制措置は概要以下のとおり。

(1) 規制枠

イ. リラ建貸出の各月末の残高を、80年12月末の残高を100とする以下の指標以内に抑え、年間の増加率を11.6%とする(81年中、同12%)。

1～4月…111、6月…112、10～11月…119、

5月…110、7～9月…115、12月…125

なお、各月別には対外取引保証金制度の期限切れ(82年2月末<56年10月号「要録」参照>)に伴う凍結資金の解除(約2兆リラ)をも勘案して、年前半には相対的に厳しめの枠を設定している。

ロ. 外貨建貸出(輸出関連を除く)については、年間増加率を12%とする(81年中、同0%)。

なお、上記貸出規制枠策定の前提条件として、イタリア銀行は、82年の実質GDP伸び率1%、消費者物価上昇率16%を想定している。

(2) 罰則措置

イ. リラ建貸出につき規制枠を1%ポイント以上超過した金融機関は、当該超過額に対して以下の預入率でイタリア銀行の無利子特別勘定に預入する義務を負う。

(イ) 規制枠超過額のうち各月毎に算出される貸出限度額の1%超2%以内の部分…20%(従来30%)
(ロ) 同2%超4%以内の部分…40%(〃50%)
(ハ) 同4%超6%以内の部分…75%(〃70%)
(二) 同6%超の部分…90%(〃70%)

ロ. 外貨建貸出については従来通り(56年3月号「要録」参照)。

2. 本貸出規制措置に関しイタリア銀行では、「外貨建貸出については、輸入ファイナンスに支障をもたらすことのないよう手直しを加えた。他方リラ建貸出については、インフレ・対外収支状況と82年春に集中する労働協約の改訂を勘案して、81年同様の厳しい線を維持することにした」旨説明している。

◇スイス中央銀行、82年の通貨量目標値を公表

1. スイス中央銀行は12月21日、82年の通貨量目標増加率を、マネタリーベース(注)で年平均3%と決定した旨、発表した。

(注) 流通現金+中央銀行預け金

2. 本決定につき同行は概要以下のプレスコミュニケを発表した。

「スイス中央銀行は、スイス経済の現状および見通しを踏まえ、スイス政府と合意のうえ、82年のマネタリーベースの目標増加率を年平均+3%とすることを決定した。

81年の実績は目標増加率+4%に対し、おむね前年並みとなる見込みであるが、これは、スイス中央銀行が、インフレ加速、海外金利上昇およびそれに伴う為替相場軟化に対処し、金融引締めを強化したためである。

82年の目標値を+3%としたのは、スイス中央銀行が現行のインフレ抑制政策を堅持するとともに、今後予想される経済活動の低下を金融面から加速させないよう、十分な流動性を供給することを示したものである。

本目標値は、政策運営に際しての一つのガイドラインを意味するものであり、スイス中央銀行は、仮に予期せざる事態が生じた場合には、これに対処するため従来同様目標値の達成を断念することがあり得る。」

◇オランダ銀行、貸出増加率規制を撤廃

1. オランダ銀行は12月4日、56年7月以降停止中の金融機関の対民間部門向け貸出増加率規制を57年1月以降撤廃する旨発表した(注)。

(注) 本規制の概要および56年7月以降の停止の経緯については56年7月号「要録」を参照。

2. 本措置は、81年7月に貸出増加率規制が一時停止された後も、国内景気の低迷を背景に金融機関貸出が引き極めて低調裏に推移していることから、当面は金融機関貸出が急増するおそれがないとの判断に基づき、実施されたものとみられている。

◇ベルギー、総選挙の実施および第5次マルテンス内閣の成立

1. ベルギーでは、9月21日のアイスケンス内閣総辞職(注)後、後継内閣の組成が困難となったため、11月8日、上・下両院議員の任期(いずれも4年)を待たずに総選挙が実施された(前回総選挙は1978年12月17日実施、54年1月号「要録」参照)。この結果、下院では、一貫して第一党の地位を保ってきたキリスト教社会党が大幅に後退する一方、社会党がわずかながら伸長をみたため、両党の議席数は同一となり、第3党である自由進歩党の躍進(37→52議席)と相まって、ほぼ3党鼎立の様相を呈するに至った。また、地域別にみても、南部ワロン地区(フ

ラス語圏)では失業救済と構造不況業種支援を提唱する社会党が得票を伸ばす一方、北部 フラン地区(オランダ語使用)では財政緊縮を主張する保守系の自由進歩党や地域政党であるフランドル人民同盟の伸長が目立つなど、地域的、民族的な利害を絡めた経済政策をめぐる対立が国政レベルに反映されるかたちとなった(別表参照)。

(注) アイスケンス内閣(1981年4月6日成立、キリスト教社会党と社会党による党連立、56年5月号「要録」参照)は、鉄鋼業再建策を巡る閣内対立(鉄鋼業の集中するワロン地区出身の社会党閣僚が財政援助の拡大を要求したのにに対し、フラン地区を支持基盤とするキリスト教社会党閣僚が財政赤字拡大を嫌ってこれを拒否)を理由に、9月21日、ボーワーク閣主に辞表を提出した。

2. 上記選挙結果を受け、約40日間にわたる組閣工作的後、12月17日に第5次マルテンス内閣が成立した。今次内閣は、キリスト教社会党と自由進歩党の2党連立による中道右派路線をとり、下院に占める議席数はわずかながら過半数を上回っている(全212議席中113議席)。新政権の最大の課題は、高い失業率(11月 12.8%<EC統計>)と大幅な財政赤字(81年GDP対比 12.4%<EC見通し>)とを抱えるベルギー経済の再建にあるが、賃金・物価スライド制の手直しや財政支出削減等に対しては、社会党や労組の強硬な抵抗が予想されるだけに、その実現は容易ではないものとみられている。

新内閣の主要閣僚名は以下のとおり(注)。

首 相	Wilfried Martens(CVP、元首相)
副首相兼法相 兼行政改革相	Jean Gol(PRL、元ワロン問題担当相付閣外相)
副首相兼蔵相 兼 貿 易 相	Willy de Clercq(PVV、元蔵相)
外 相	Léo Tindemans(CVP、元首相)
経 済 相	Mark Eyskens(CVP、前首相)
予 算 相	Philippe Maystadt(PSC、前公職相兼行政科学相)

(注) PSC……キリスト教社会党ワロン派
CVP…… " フラン派
PRL……自由進歩党ワロン派
PPV…… " フラン派

3. 新内閣成立後、マルテンス首相が提示した経済再建策の概要は以下のとおり。

- (1) 企業の活性化
 - イ. 企業に対する基準課税率引下げ(48→45%)
 - ロ. 設備投資減税の拡充(投資税額控除の引上げ等)
 - ハ. ベルギー企業株式の取得に対する減税措置
 - ニ. 賃金・物価スライド制見直し等により人件費総額の伸びを82年中+3%以下に抑制
 - ホ. 建設業支援(付加価値税引下げ等)

ヘ. 鉄鋼業支援(政府貸付コミットの年内実施等)

(2) 財政赤字削減

今後4年間(82~85年)で公共部門赤字を半減させる(同赤字の対GDP比率を毎年1.5~2.0%引下げ)とともに、対外借入を削減する。このため、財政支出計画を5年ベースで策定する。なお、1982年については、以下の方策により1,200億フランの支出削減を実現し、経常勘定の赤字幅を最大限2,000億フランに抑制する。

- イ. 公務員の人員削減(自然減の補充なし)
- ロ. 公務員ペアの抑制((1)に述べた民間賃金に関する措置と同一の方針<3%ルール>を適用)
- ハ. 公職兼務の制限
- ニ. 公営企業に対する補助金支給のカット
- ホ. 公共料金の引上げ
- ヘ. 地方公共団体向け国庫支出の抑制
- ト. 軍事支出の抑制
- チ. 失業手当の受給資格厳格化、社会保障給付の重複回避等による社会保障財政の健全化
- リ. 公共機関の機構合理化等による諸経費節約

ベルギーにおける総選挙の結果(下院)

	新議席数		1978年総選挙後議席数		フラン派	フラン派
	ワロント派	フラン派	ワロント派	フラン派		
キリスト教社会党	61	18	43	82	25	57
社会党	61	35	26	58	32	26
自由進歩党	52	24	28	37	15	22
フランドル人民同盟	20	—	20	14	—	14
フランス語民主戦線	6	6	—	11	11	—
ワロント連合	2	2	—	4	4	—
共産党	2	2	—	4	1	3
その他	8	4	4	2	1	1
計	212	91	121	212	89	123

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引上げ

1. ベルギー中央銀行は12月11日、公定歩合および債券担保貸付金利を各2%引上げ、即日実施する旨発表した。同行の公定歩合変更は、81年5月の1%引下げ(14.0→13.0%、56年6月号「要録」参照)以来のものである。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

- (1) 再割引歩合(公定歩合)……15.0(13.0)
- (2) 債券担保貸付金利

貸付限度枠内の貸付適用金利……17.0(15.0)
 貸付限度枠外の高率適用金利……中央銀行が裁量
 により決定(従
 来どおり)

2. 今次公定歩合引上げは、経常収支の赤字幅拡大、インフレ圧力の強まり等、経済パフォーマンスが悪化の一途をたどっているうえ、特に11月8日実施の総選挙後、組閣工作が難航(「要録」別項参照)したため、政局不安が高まったことから、ベルギー・フランがEMS内で低迷を続いていることに対処して採られた措置である。なお、ベルギー中央銀行では本措置につき、「あくまでフラン防衛のための緊急避難であり、低迷を続ける国内景況からみても正当化されるものではないので、できるだけ早い機会に是正したい」と述べている。

◇デンマーク、総選挙を実施

1. デンマークでは、Joergensen 首相が率いる社会民主党と、同党と從来から協力関係にあった中道三党(中道民主党、急進自由党、キリスト教人民党)との間で経済政策をめぐって意見の対立が激化したため、国会(一院制)が解散(11月12日)され、12月8日、総選挙が実施された。

選挙結果をみると、与党社会民主党が前回に比べ9議席減と後退した一方、野党の保守党・稳健自由党保守連合も3議席増と小幅の伸びにとどまるなど、社民、保守両陣営とも過半数を獲得できず、從来の多党分立色が一段と強まった。

デンマークにおける総選挙の結果

(前回、1979年10月)

	新 議 席 数	前 回 議 席 数	得票率	
			%	%
社会民主党	59	68	32.9	38.2
保守党	26	22	14.4	12.5
稳健自由党	21	22	11.3	12.5
社会人民党	20	11	11.3	6.0
進歩党	16	20	8.9	11.0
中道民主党	15	6	8.3	3.2
急進自由党	9	10	5.1	5.4
左派社会党	5	6	2.3	3.6
キリスト教人民党	4	5	2.3	2.6
正義党	0	5	1.2	2.6
その他	0	0	2.0	2.4
計(注)	175	175	100.0	100.0

(注) なお上記以外にフェロー諸島およびグリーンランド代表4名が加わり、議席数は総計179名となる。

2. 左記選挙結果をうけ、12月9日旧内閣が総辞職した後、12月30日に Joergensen を首相とする社会民主党少数単独内閣が成立した。主要閣僚は以下のとおり。

首 相	Anker Joergensen(再任)
外 相	Kjeld Olesen(再任)
蔵 相	Knud Heinesen(再任)
経 済 相	Ivar Noergaard(再任)
産 業 相	Elring Jensen(再任)
公共事業相	Jens Kristian Hansen(新任)
エネルギー相	Poul Nielsen(再任)
社 会 相	Bent Hansen(新任)

◇ギリシャ、一連の経済措置を発表

1. ギリシャのパパンドレウ首相は12月13日、労働条件の改善、公共部門の赤字削減等を中心とする以下の経済措置を実施する旨発表した。

(1) 労働条件の改善等

イ. 低所得層を対象とする物価スライド賃金制の導入(82年初以降)(注)

賃金の月額80千ドラクマ以下の部分につき、4か月ごとに生計費上昇分に見合った賃上げを行う(第1回目は82年5月に実施する予定)。賃上げによる生計費上昇分のカバー率は以下のとおり。

月額35千ドラクマ以下の部分	100%
同35~55千ドラクマの部分	50%
同55~80千ドラクマの部分	25%

(注) 月額50千ドラクマ以下の公務員賃金については、当該物価スライド賃金制による賃上げとは別に、82年1月、賃金水準に応じて2~5千ドラクマの賃上げを実施。

ロ. 労働時間の短縮

民間労働者の週当たり労働時間を現行の43時間から82年初には41時間に、83年初には40時間に短縮する(注)。

(注) 公務員については、既に81年1月、それまでの39時間から37.5時間に短縮されている。

ハ. その他

インフレ調整減税(家族控除の引上げ等による)、年金増額、等。

(2) 公共部門赤字の削減

イ. 石油製品価格引上げ(12月13日実施)

スーパー・ガソリン……33→36ドラクマ/ℓ

レギュラー・ガソリン…29→32ドラクマ/ℓ、等

ロ. 公共料金(水道、電話)引上げ

(3) 企業援助

中小企業に対する市中銀行の融資枠を拡大

2. 今次措置は、①低所得層の実質所得を現在の高率インフレ(81年10月、前年比+25.4%<EC統計>)下で維持すること、②81年中約60億ドル(政府見通し、名目GDPに占める比率約16%)に達するとみられる公共部門赤字を削減すること等を主眼として打出されたものである。

アジア諸国

◇台湾、公定歩合、市中預貸金金利を引下げ

中央銀行は12月16日、公定歩合の0.5%引下げを決定、17日から実施した。これを受けて銀行公会(わが国の全国銀行協会に相当)は預貸金金利の引下げ(貸出金利は0.5~0.75%、預本金利は0.25~0.5%)を決定、中央銀行の承認を経て同じく17日から実施した。

台湾では、輸内需の伸び悩みに伴う景気のスローダウンを眺めて、81年8月に市中預貸金金利を引下げたのに続いて、10月には公定歩合の引下げに踏み切った。しかしその後も、景気は停滞を続け、倒産の増加、雇用情勢の悪化等も目立ってきた。今回の措置はこうした状況を眺め、「内需の喚起と金融コストの軽減を一層促進する必要がある」(俞国華中央銀行総裁)との判断からとられたものである。

新旧金利は次のとおり(単位・年利、%)

		旧	→	新
(1) 公定歩合				
手形再割引		12.25		11.75
担保貸付		13.25		12.75
無担保貸付		15.75		15.25
輸出前貸		10.50		10.00
(2) 市中金利				
イ. 貸付金利				
短期貸付	{ 最低	13.50		13.00
	{ 最高	16.00		15.25
中・長期貸付	{ 最低	14.00		13.50
	{ 最高	16.75		16.00
ロ. 預本金利				
当座預金		2.75		据置き
普通預金		8.75		8.50
定期預金				
3か月		11.25		10.75
6か月		12.00		11.50
1年		13.50		13.00
2年		13.75		13.25
3年超		14.00		13.50

◇フィリピン、新経済開発5か年計画を発表

フィリピン政府は、81年12月2日、「新経済開発5か年計画(83~87年)」を国会に提出した。

本計画は、国民生活の向上をめざした同国の10か年(78~87年)計画の中で第1期にあたる現行計画(78~82年)に続く第2期として位置づけられるものである。新計画の主要目標は現行計画とほぼ同様で、①経済成長の維持、②食料・エネルギー自給率の向上、③貿易収支の改善、④後進地域の開発促進等による所得分配の公平化などに置かれている。しかし、その内容をやや子細にみると、現行計画の進行状況やその後の環境変化にかんがみ経済成長率を年平均6.5%と現行計画(7.6%)より低目に設定するとか、対外借入余力の減少等資金調達の困難化に伴い従来の財政主導型から民間主導型の経済成長を企図するなど、現行計画をかなり修正したものとなっている。同計画の概要は次のとおり。

(1) 民間主導型の経済成長維持

経済成長率については、第2次石油危機後、成長制約要因が強まっていることから近年の実績(78~81年5.8%)を若干上回る程度にとどめ、部門間・地域間で調和のとれた成長を指向している。また、この目標達成のためには民間の活力をより一層活用していくことが肝要として、行政機構の簡素化、政府介入の縮小、政府支出の民間支援的性格の明確化等の方針を打ち出している。

(2) 工業部門が成長の牽引力

部門別の成長では、農業部門が年平均5.0%、商業部門同6.7%に対し、製造業部門は同7.7%と高く、同部門が経済全体の牽引力として位置づけられている。工業化の推進にあたっては、輸入代替産業や輸出産業の育成に重点が置かれており、具体的には11大工業プロジェクト(79年9月発表、銅精錬、リン酸肥料製造、ディーゼル・エンジン製造、セメント、重機械等の工場建設)の計画期間中の稼動開始を予定しているほか、エネルギー開発についても積極的に推進する計画。また、こうした工業の発展のために教育の向上、高度技術者の養成等人的資源の開発についてもその必要性を強調している。

(3) 国際収支の改善

同国では、79年来の貿易収支の大幅赤字から対外債務が累増、債務返済比率も81年には19.4%と同国の法定限度である20%に接近しつつあるため、国際収支の改善を最重点課題の一つに置いている。このため、輸出については、繊維、電子部品、皮革、家具等を中心の一層の促進を図る(78~81年実績+6.8%→83~87年

計画 +10.0%)一方、輸入はエネルギー自給率の向上等により、輸出より低い伸びに抑えていく方針(同 +10.4%→+7.3%)。

(4) 所得分配の公平化

所得分配の公平化については、都市と農村の所得格差は正を主要課題として、後進農村地域の開発促進、農地改革の推進による小作農民の地位向上、地域的にバランスのとれた予算配分と産業の地域分散などの方針を打出している。

新経済開発 5か年計画の概要

(単位・年平均増加率(72年価格)・%)

	現行計画			新計画 83~ 87年
	78~80 年実績 見込み	81 年 実績 見込み	82 年 見通し	
実質 G N P	6.1	5.0	6.0	6.5
うち 農業(含林・漁業)	4.7	4.9	4.4	5.0
製造業	6.7	5.9	5.3	7.7
商業	6.4	5.5	4.8	6.7
輸出	7.8	3.6	8.1	10.0
輸入	12.7	3.5	7.5	7.3

◇パキスタン、ルピーを管理フロート制に移行

パキスタン大蔵省は1月7日、ルピーの米ドル・リンク制を廃止し、通貨バスケット方式(主要貿易相手国通貨の貿易加重平均)による管理フロート制に移行する旨発表、翌8日から実施した。

同国では、73年2月以来1米ドル=9.90ルピーの固定レートを維持してきたが、近年米ドル相場の乱高下に伴い貿易面へ大きな影響がでているほか、中国、中近東諸国等との貿易拡大を映じて決済通貨の多様化も進展していることから、今次措置に踏み切ったもの。

共産圏諸国

◇ポーランド、ズロチの対米ドルレートを切下げ

ポーランド当局は1月1日、78年4月の管理フロート制移行後(注)ほぼ安定的に維持してきたズロチの対米ドルレートを57%切下げた(1米ドル当り34.5→80ズロチ)。本措置は80年7月以来続いている同国の政治・経済面での混乱からズロチの購買力が急落しているため、これを実勢相場に近づけるのがねらいとされている。なお、これと同時にこれまで統計上の目的で使用されていた基本レート(1ドル=3.49ズロチ)については、その廃止が決

定された。

(注) 同国では78年2月に貿易、非貿易の複数となっていた為替レートを一本化したのち同年4月に管理フロート制に移行していた。

◇中国、外国企業所得税法を制定

中国は12月13日、全国人民代表大会において外国企業所得税法(中華人民共和国外国企業所得税法)を採択し、本年1月1日公布、施行した。同法は中国国内に事業所を有し、単独で経営を行っている外国企業および中国に源泉がある配当、利子等の所得を有する外国企業に対する徴税方法を定めたもので、当局はこれにより「外資の流入を促進し、外国との経済協力・技術交流の発展に役立たせる」ことを期待している。なお、合弁企業に対する課税は80年9月に制定された合弁企業所得税法によりすでに規定されている。

同法の骨子は次のとおり。

イ. 課税対象先……中国国内に事業所を有し、単独もしくは中国の企業と共同で生産・経営を行っている外国企業、および中国国内に事業所を有しないが、中国に源泉のある配当、利子、賃貸料、特許権使用料などの所得を有する外国企業。

ロ. 税率

① 中国国内に事業所を有する外国企業については、課税所得(収入総額から原価、必要経費および損失を控除した額)に対し、次のように20~40%の累進税率を適用する。

- (i) 年間課税所得金額が25万元以下の場合……20%
- (ii) " 25万元~50万元 " ……25%
- (iii) " 50万元~75万元 " ……30%
- (iv) " 75万元~100万元 " ……35%
- (v) " 100万元以上の場合 " ……40%

このほか、これら企業は課税所得の10%を地方所得税として納付しなければならない。

② 中国国内に事業所を持たない外国企業が中国に源泉がある配当、利子、賃貸料、特許権使用料等を中国から得た場合は、20%の所得税を納付しなければならない(この場合、支払いを行う者から源泉徴収される)。

ハ. 所得税の減免……農業、林業、牧畜業等収益率の低い業種に從事する外国企業については最初の利益計上年には所得税および地方所得税を免除し、続く2年間も50%の税額控除が行われる。さらに減免期間終了後も4~10年間は財政部の判断により15~30%の税額控除が認められる。

◆中国、投資銀行を設立

中国では12月23日、世銀資金等の外資導入とその効率的運用を促進するために中国投資銀行を設立した。同行の概要は次のとおり。

(1) 資本金……40億元

(2) 性格……世銀資金等外資の受入れ窓口となり、同資金の有効活用を図ることを目的とした國務院直属の国営銀行。独立採算制をとり契約調印の自主権をもつが、業務運営上は中国人民建設銀行の指導・監督を受ける。

(3) 機構

① 董事会(取締役会)……名誉董事長(王丙乾<財政部長>)、董事長(武博山<財政部副部長兼中国人民建設銀行行長>)のほか、複数の副董事長、常務董事、董事により構成。

② 総行(本店)を北京に置き、業務の必要に応じて地方に分行、支行を設置する。分行、支行のない地方では中国人民建設銀行に業務を委託する。

(4) 主要業務……世銀等、国際金融機関およびその他のチャネルを通じて主に中長期借款(当面は世銀の中小借款の受入れが主体)を受入れ、これを国内の中小企業に設備改造資金として融資する。また合弁企業に対しても投資資金を融資するほか、同行自身が中国側出資者として資本参加することもできる。

◆中国、預貸資金利を引上げ

中国人民銀行は12月30日、預貸資金利の引上げと同制度の拡充について次の措置を実施する旨発表した。

① 普通預金等一部を除く預貸金の金利を引上げる(次表参照)。

② 従来個人に限られていた定期預金を企業、機関、団体等にも認める。

③ 期間8年の個人定期預金を新設する。

④ 商工業向け貸出に関して期間の長短や資金使途に応じて金利格差を設ける。

⑤ 農業向け貸出金利は商工業向けよりも幾分低くする。

⑥ 企業の預貸資金利については1月1日、個人預貸資金利については4月1日からそれぞれ実施する。

中国では79年、80年の2回にわたり預貸資金利を引上げたが、依然として金利水準が低いため金利機能の働く余地が小さく、またこの間貸出金利が据置かれたことから一部で預貸逆詫現象も生じていた。今次措置はこうした問題を解決することによって、金利機能を通じて国内遊休資金の活用と企業の効率的な資金使用の促進とをねら

ったものとされている。

新しい預貸資金利体系は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

1. 預貸資金利

(1) 普通預金

イ. 企業	1.80(従来どおり)
ロ. 個人	2.88(〃)

(2) 定期預金

イ. 企業(新設、1月1日から実施)

1年もの	3.60
2年〃	4.32
3年〃	5.04

ロ. 個人(4月1日から実施)

6か月もの	4.32(従来どおり)
1年〃	5.76(5.40)
3年〃	6.84(6.12)
5年〃	7.92(6.84)
8年〃(新設)	9.00

ハ. 華僑(4月1日から実施)

1年もの	6.48(5.76)
3年〃	7.20(6.48)
5年〃	8.28(7.20)

(3) 個人貯蓄預金(4月1日から実施)

イ. 積立預金(「零存整取」)

1年もの	4.68(4.32)
3年〃	6.12(5.40)
5年〃	7.20(6.12)

ロ. 元利定額受取り積立預金(「整存零取」)

1年もの	4.32(従来どおり)
3年〃	5.76(5.40)
5年〃	6.84(6.12)

ハ. 元本据置き利息受取り積立預金(「存本取息」)

1年もの	4.32(従来どおり)
3年〃	5.76(5.40)
5年〃	6.84(6.12)

2. 貸出金利(1月1日から実施)

(1) 商工業向け

イ. 運転資金	7.20(5.04)
ロ. 中短期設備および大修理貸出	

1年以下	5.04(従来どおり)
1年~3年	5.76(5.04)
3年~5年	6.48(〃)

(2) 農業向け

イ. 運転資金	5.76(4.32)
ロ. 設備資金	

国 営 農 場 向 け	5.04(4.32)
人民公社・生産隊向け	4.32(2.16)
ハ. 社員個人貸付け	5.76~7.20(5.04)

◆中国、経済契約法を制定

中国は12月13日、全国人民代表大会において経済契約法(中華人民共和国経済契約法)を採択し、本年7月1日から公布、施行する。同法は79年以来の経済管理体制の改革に伴い、経済取引が従来の行政的方法から企業等、経済単位間の契約に基づく方法に漸次移行されていることにかんがみ制定されたもので、契約当事者の権利と責任を明確化することにより契約の完全履行を図り、あわせて国家計画の遂行を確保することがねらいとされている。その骨子は次のとおり。

- イ. 本法は、①企業、農村人民公社・生産大隊、國家機関などの経済単位相互間および②個人経営者、農村人民公社員と上記経済単位との間に結ばれた経済契約等に適用される。
- ロ. 締結される経済契約は国家の政策と計画に合致したものでなければならない。
- ハ. 契約違反の責任は原則として違約者が負う。当事者の一方の過誤により契約が履行不能となった場合、過誤を犯した方が違約金を支払うほか、相手に損害を生じさせた場合は賠償にも応じなければならない。
- ニ. 当事者間で紛争が発生した場合は、政府が定めた契約管理機関に調停または仲裁を求めるほか、直接人民法院に提訴することができる。